

令和3年度
第1回安平町町民自治推進委員会

議 案



日 時 令和3年11月26日(金) 午後6時30分～

場 所 安平町役場総合庁舎 2階会議室

次 第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議 事

(1) 安平町まちづくり基本条例の調査審議について

- * テーマⅠ「子どもにやさしいまちづくり」 [P4]
- * テーマⅡ「審議経過の積極的な公開」 [P7]

(2) 町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について

- * 令和2年度 年間実績 [P11]
- * 令和3年度 9月末までの実績 [P15]

4 その他

5 閉 会

①安平町町民自治推進委員会について

[町民自治推進委員会とは]

安平町まちづくり基本条例は「育てる条例」として、その内容をいかに実践していくかが問われており、「町民のまちづくりへの参画」や「情報の共有」がきちんと実践されているか、また、守られているかなど条例の運用状況のチェックや、条例内容の見直しを図るための調査・審査機関となります。

また、同時制定した安平町町民参画推進条例に規定する町民参画手続きの実施状況等についても併せてその実施状況等をチェックし、やり方などについて意見する役割を担っています。

[町民自治推進委員会の設置の根拠]

○安平町まちづくり基本条例（抜粋）

（町民自治推進委員会の設置）

第37条 町長の諮問に応じ、町民の視点に立って、この条例に基づくまちづくりを推進するため、町民自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

○安平町町民自治推進委員会条例（抜粋）

（所掌事項）

第2条 推進委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は建議する。

- (1) まちづくり基本条例の運用状況及び見直しに関する事項
- (2) 町民参画の実施状況及び研究改善に関する事項
- (3) その他町長が特に必要と認める事項

○安平町町民参画推進条例（抜粋）

（推進委員会の役割）

第12条 町民参画の適切な運用及び町民参画を推進する上で必要な事項の審議は、推進委員会で行うものとする。

2 推進委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、町民参画の推進に関する事項について、町長に意見を述べるものとする。

- (1) 町民参画の実施状況に関する事項
- (2) この条例の運用状況に関する事項
- (3) 町民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- (4) この条例の見直しに関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町民参画に関する基本的事項

②まちづくり基本条例に基づく施策・事業について

根拠	主な実施施策・事業
第2章 情報の公開と共有 (第5条～第10条)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報あびら、スマイルの発行 ・町ホームページの開設 ・分かりやすい予算書の発行 ・フェイスブック等による情報提供 ・文書管理システムの導入 ・議会中継（インターネット配信） ・「あびらチャンネル」（防災行政情報告知ネットワーク構築事業） ・<u>審議会等の会議録の積極的公表（準備中）</u>
第3章 町民参画の推進 (第11条～第15条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ等による町民参画機会の創出 ・パブリックコメントによる意見募集 ・町民参画手続の職員マニュアル化 ・町民参画手続結果の定期的な公表 ・「ていあんくん」制度（安平町住民提案制度実施要綱の制定） ・町民政策提案制度の実施 ・住民投票条例の制定
第4章 協働と連携協力 (第16条～第22条)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等交付金交付規則等による地域コミュニティ活動事業支援（各種団体に対する補助金等） ・ふるさと納税制度を活用した「まちづくりファンド」「まちづくり事業支援交付金」制度の創設 ・地域間交流事業の実施 ・地域サポート制度の実施 ・町政懇談会
第5章 政策活動の推進 (第23条～第27条)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次安平町総合計画に基づく政策推進 ・各種政策分野ごとの個別計画策定 ・行財政改革の実施 ・町実施計画に附帯した行政評価の実施
第6章 行政組織と職員 (第28条～第30条)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次職員定員適正化計画の策定 ・職員人材育成基本方針の策定 ・組織改革 ・自主防災組織の設立・運営支援 ・人事評価制度の本格実施
第8章 町民、町長及び職員の責務（第33～36条）	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法及び地方公務員法の遵守 ・安平町公益通報の処理に関する規程の制定
第9章 町民自治推進委員会と実効性の確保（第37～38条）	<ul style="list-style-type: none"> ・町民自治推進委員会によるまちづくり基本条例の運用状況の調査審議 ・町民自治推進委員会による町民参画の研究改善

第1期目の委員会で調査審議

第2期目の委員会で調査審議

* 第7章は、「議会の役割」であるため、町議会において各種取り組みを実施。

③安平町町民自治推進委員による提言書の提出について

第1期委員会（平成29年2月20日提出）

①町民参画手続のさらなる標準化について

- ・ 条例改正や職員マニュアルの充実
- ・ 標準スケジュールの例示 など

②審議経過の積極的な公開について

- ・ 各種審議会等の会議録を公開するページを設け、審議経過や結果の共有を図る



【提言に基づく対応】

- ・ 町民参画手続に係る職員マニュアルの適宜修正や庁舎内周知の実施。
→ 庁舎内における標準化を図る

第2期委員会（令和元年7月12日）

①自治会・町内会の再生及び活性化について

- ・ 自治会・町内会を取り巻く各種問題の解決に向け、地区別計画の策定やまちづくり事業支援交付金などの財源支援策を継続的に講じること。

②町民自治推進委員会条例の見直しについて

- ・ 会議における発言のしやすさ、グループワーク等による調査審議の深まりや継続性を向上させることを目的としてコンパクトな委員定数とすること。

③審議経過の積極的な公開について【第1期から継続案件】



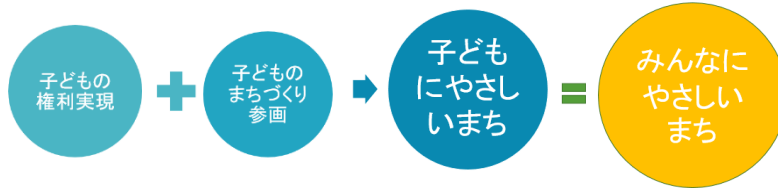
【提言に基づく対応】

- ・ まちづくり事業支援交付金、コミュニティ復興支援事業交付金（R1～R3）の予算化
- ・ 地区別計画策定に向けたプロジェクトチームの発足
- ・ 町民自治推進委員会条例の改正（20名以内→12名以内に変更）

(1) 安平町まちづくり基本条例の調査審議について
テーマI 「子どもにやさしいまちづくり」

■ 「子どもにやさしいまちづくり」とは

- ・ユニセフが提唱する「子どもにやさしいまちづくり」



- ・日本ユニセフはH30に子どもにやさしいまちづくり (=CFC) モデル検証作業を進めるため全国から安平町を含む5自治体を検証自治体として委嘱
- ・検証自治体では、次のようなチェック作業を実施

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち (CFC) モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

日本型CFCモデルチェックリスト (日本共通)	ルーブリック評価 (安平版)	R2評価	評価の根拠	R3-目標 (R2評価を踏まえて)	備考 (国庫な課題、計画や事業の立案の設置性等)	コア事業【実施課】
1. 子どもの参画 自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参画を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見を耳を傾け、それを考慮に入れること。	行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしくみがある 子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が連携し、より多くの参画が図られるよう努力している 子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が連携し、具体的な取り組みの計画に基づき取り組んでいる	○	学校再建におけるPTや遊育推進事業を基本として、特に教育委員会の分野で定着してきている。	協議(序内横断的) 教育委員会から全部局への子ども参画に対する意識を浸透させることの困難さが懸念されている。	・学校再建事業【教育】 ・あびら教育プラン【教育・政策推進】 ・社会教育事業全般【教育】 ・放課後児童健全育成事業	
2. 保護者はじめ市民一般に子どもの意見の尊重の啓発活動が推進されているか？	市民一般に、子どもの意見の尊重が浸透されている 特に、子どもに対する意見の尊重について理解を深めるための活動が行われている 市県、特に県に対して子どもの意見の尊重について理解を深めるための、具体的な取り組みへの参画に基づき取り組んでいる	○	入学時等保護者が集まる場を活用した啓発を仕組み化している。また、寄り添いの機会を利用した人権啓発活動を行っている。	今後はより「子ども」の意見をより意識した実施を検討する。	・子育て講座【教育】 ・遊育講座【教育】 ・人権推進委員【健康福祉】	
3. 子どもが意見を表す権利、子ども主体目標は、福祉・教育はじめ子どもに関わる分野における職員研修に組み込まれているか？	子どもが意見を表す権利、子ども主体目標は、福祉・教育はじめ子どもに関わる分野における職員研修に組み込まれている	○	縦断的研修が実施されていることから、計画的に浸透される仕組みとする。			

- ・そのうち、まちづくり基本条例、町民参画条例に関連するチェック項目は次のとおり

チェック項目	令和2年度評価【◎・○・△】
行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利をもつこと)の原則が反映されるしくみを有しているか？	【○】 学校再建PTや遊育事業を基本として定着してきている。
子どもたちには、自己に影響を与える行政上の手続において意見を聴かれる権利が認められているか？	【◎】 あびら教育プランや放課後子ども教室等で仕組みを設けている。
地方自治体は、その管理下にある条例等において子どもの人権が尊重されているか？	【○】 まちづくり基本条例には明確に「子ども」とは表現はないが、広く意見募集するよう規定されている。
新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続があるか？	【◎】 子ども・子育て支援事業計画などにおいて子どもを対象にニーズ調査を実施している。
子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略的策定にあたり、子ども・若者などが参加できるようにするための幅広い協議は行われたか？	【◎】 子ども・子育て支援事業計画策定にあたっては、まちづくり基本条例に基づき幅広い協議ができた。

■まとめと・・・

- ・ H28以降、子どもにやさしいまちづくり検証自治体として各種取組みを実施。
- ・ まちづくり基本条例には「子ども」に関する表現はないが、子どもたちの意見が会議の場や事業の中で多く反映されている。

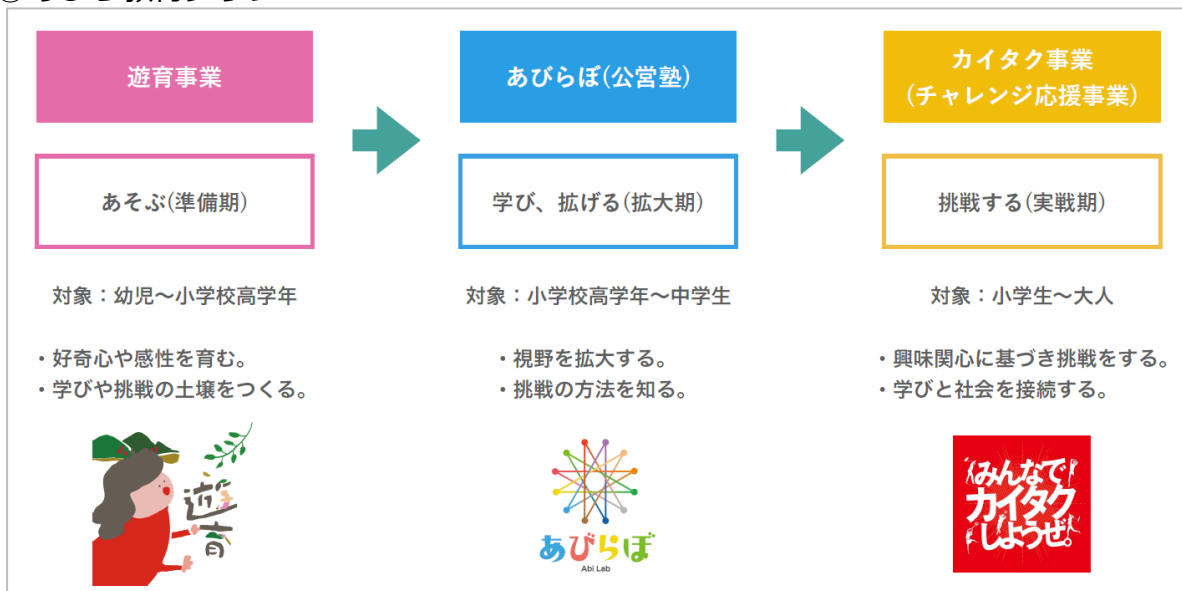
■基本条例に先行して行われる子ども参画の具体的な取組み

①「馬」をテーマにした遠浅小学校総合学習（5・6年生）

- ・ 馬を通して安平町を知り、将来ふるさとについて語ることで育むため、町（特に遠浅地区）の特色でもある「馬」をテーマに授業を実施。
- ・ 4グループに分かれ、探求的に授業を実施し、町（町長）に対し提言を行う。
- ・ 提言内容には、「安平町オリジナルの馬授業を取り入れること」や「馬グッズと馬フードを開発」などの提言があった。



②あびら教育プラン



*遊育事業 (アソビカイギ)



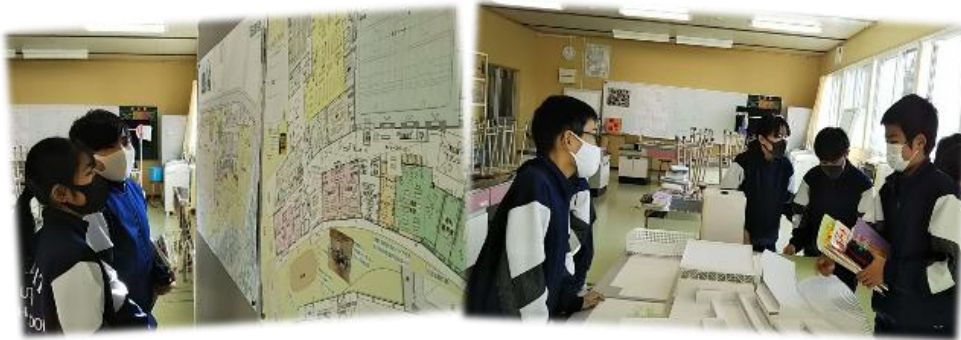
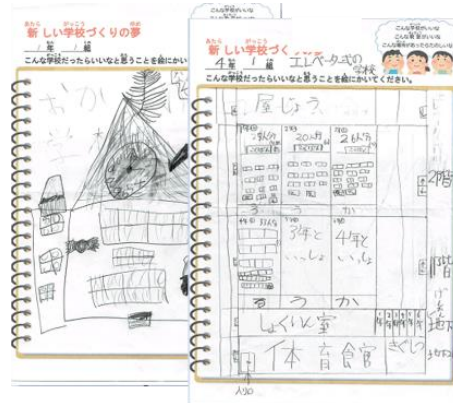
- ①無からアソビを生み出す
- ②やってみたいをカタチに
- ③プロジェクトを考える

*カイトク事業 (ABIRATalks)



③学校再建にかかる「新しい学校を考える会」「みんなの学校をつくる会」

- ・ 学校建設における基本計画、基本設計、実施設計を作成するにあたり、大人から子どもまで広く町民の意見やアイデアを反映させるため、ワークショップやディスカッションを通じて意見を出し合う。
- ・ 学校をつくる会では、学校の内外装、デザイン、地域開放などの考え方などについて意見を出し合う。



・ その他意見聴取（アンケートの実施）

・ 制服に関するアンケート

早来地区の小学校、中学校に通う児童・生徒とその保護者の皆さんを対象にアンケート実施。（121名/325名の回答）

・ 校名に関するアンケート（69件の応募）

テーマⅡ「審議経過の積極的な公開」

○第1期町民自治推進委員会 提言書（抜粋）

各種審議会等の会議録を公開するページを設け、審議の経過や結果を町民が容易に入手できる改善策を講じることで、まちづくりへの関心を高め、町政運営への町民参画を促すと同時に、町民の納得性の確保につながるものと考えます。

○安平町まちづくり基本条例（抜粋）

（情報公開）

第5条 町は、**町民の知る権利を保障し、参画と協働によるまちづくりを推進する**ため、別に条例で定めるところにより、町政に関する情報を公開し、提供することにより、町民との情報の共有を図ります。

（会議の公開）

第9条 町は、町政に対する**信頼性と透明性を高める**ため、別に条例で定めるところにより、原則として町民に会議を公開します。

■会議の公開

会議を開催するにあたり、事前に広く町民に開催周知を行い、会議の傍聴をできるよう配慮するもの。

※非公開情報や非公開会議などの条件により、一部退席を求めるなどの対応も考えられる。

■会議録の公表

各課が実施する町民参画において、審議会等より意見聴取した場合その内容を町ホームページにて公表する。

■想定される効果と課題

	効果	課題
町民目線	<ul style="list-style-type: none">・町政に関する情報を容易に得ることが可能となる。・まちについて詳しくなる。・自治に対する意識が高まり、町民参画が促進される。	<ul style="list-style-type: none">・膨大な情報量を受け取ることに 対する抵抗感。・活発な意見・議論の停滞。 など
職員目線	<ul style="list-style-type: none">・他課の業務課題や動きを確認することができる。・町民の発言や考えを知ることができ、町政に反映できる。・庁舎内や町民との横断的な連携に期待できる	<ul style="list-style-type: none">・業務量の増大。・ルールの制定と徹底。 など

■公表のイメージ

・安平町未来創生委員会

会議等結果報告書			
会議区分	企画・打合せ・協議	文書番号	1788
		決裁期日	令和3年8月2日
名称	令和3年度 第2回安平町未来創生委員会		
日時	令和3年7月21日(水) 午前・午後 3時00分～5時30分		
場所	安平町保健センター		
出席者	委員 未来創生委員会委員・外部有識者14名 安平町 (政策推進課) 課長、山口参事、木村課長補佐、高橋主幹、笹山主査		
会議概要	<p>1 開会(進行:政策推進課) ◇過半数の参加により委員会が成立していることを宣言</p> <p>2 委嘱状交付 ～省 略～</p> <p>3 町長挨拶 ◇第4期目となる未来創生委員をお引き受けいただき感謝申し上げます。 ◇町の重要計画の策定・進捗状況等の把握や審議をしていただくこととなり、安平町が抱えている地域課題の解決並びに震災からの復興に向けて、忌憚のないご意見をいただきたい。</p> <p>4 安平町未来創生委員会委員及び外部有識者のご紹介 ～省 略～</p> <p>5 議事 (1) 委員長及び副委員長の選出について (説明:政策推進課) ◇安平町未来創生委員会条例第4条に基づき選出。 (副委員長は委員長より指名)</p> <p>(2) 安平町未来創生委員会の役割について (説明:政策推進課) ◇資料に基づき説明 一 質疑なし</p> <p>(3) 第2次安平町総合計画 中期基本計画の進捗状況について・・・【資料1】 (説明:政策推進課) ◇中期基本計画の進捗状況(令和2年度末)として設定する指標項目のうち、約7割が達成・達成見込みとなっている。 ◇コロナの影響により、一部指標項目が達成できていないものがあるが、全体として着実に進めてきているものと評価する。 ◇質疑応答あり</p> <p><委員> 12ページにある「町外に居住する町内企業従業員の移住・定住数」という指標項目の実績があり、何か問題点となっていることがあるのか。</p> <p><政策推進課> 安平町は全国的にも昼夜間人口比率が高いことから、町外から町内に通うのではなく、町内に定住を促すための指標として設定している。今年の3月に「若者雇用助成金制度」を創設し、町内工業団地内の企業に就業するため安平町に1年以上住んだ場</p>		



■実施スケジュール (案)

- ・ 令和4年2月頃 会議録の公表ルールを検討
- ・ 令和4年4月以降 試行運用→改善・見直し
- ・ 時期未定 実施要綱の制定
- ・ 時期未定 町民参画として実施する審議会等の会議録を公表・会議の公開
- ・ 時期未定 全ての会議録の公表、会議の公開の実施



(1) 町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について

■町民参画の対象となる重要施策等

第6条第1項①～⑥

町は、次の6項目に該当する施策等の実施・策定にあたっては事前に町民参画の手続を行います。

①総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更
例) 安平町総合計画(基本構想と基本計画)、安平町地域防災計画、安平町過疎地域自立促進市町村計画、安平町都市計画マスタープラン、安平町地域福祉総合計画など
②町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
例) 安平町まちづくり基本条例、安平町町民参画推進条例、安平町環境基本条例、安平町情報公開条例、安平町個人情報保護条例 など
③町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
例) ・安平町空き地の環境保全に関する条例など「罰則」が定められた条例 ・公共施設設置条例など「許認可」について定められた条例 ・その他町民に対する規制や禁止行為を定めた条例 など
④大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更
広く町民が使用する公共施設、道路、水道施設等の新設・改修等で、その事業費(用地費、調査設計費を含む)が概ね5億円を超える事業
⑤町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定
例) 施設の統廃合、地域公共交通の再編 など
⑥上記①から⑤のほか、町長が特に必要と認める事項

■ 町民参画手続の適用対象外

第6条第2項①～⑤

次の項目に該当する場合には、第1項で定めた対象施策等であっても、町民参画手続を省略することができます。

- ① 軽易なもの
- ② 緊急に行う必要のあるもの
- ③ 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
(町の判断の余地がないもの)
- ④ 町の内部事務処理に関するもの
- ⑤ 税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

* なお、「緊急に行う必要のあるもの」として、町民参画を実施しない場合は、安平町町民自治推進委員会に報告するとともに、対象施策等の名称、概要、担当課名、町民参画を実施しなかった理由（緊急に行う必要があるものと判断した理由）を町広報紙・町ホームページで公表します。

■ 町民参画の実施方法

町民参画の実施方法については、条例第7条と施行規則第6条で規定。町はこれらの中から、対象となる重要施策等の性質や検討時間などを考慮して、適切な方法を選択するとともに、具体的な方法を複数組み合わせるよう努めることとしています。

条例第7条（区分）	施行規則第6条（具体的方法）
(1) パブリック・コメント等広く意見等を募集するための手続	<input type="checkbox"/> パブリック・コメント <input type="checkbox"/> アンケート調査 <input type="checkbox"/> モニター制度
(2) 集会の形態をとり、町民と町の対話を通じて意見交換等を行うための手続	<input type="checkbox"/> 町民説明会 <input type="checkbox"/> ワークショップ
(3) 会議の形態をとり、町民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続	<input type="checkbox"/> 審議会等 <input type="checkbox"/> ワークショップ

[複数の組み合わせ例]

- ◆ アンケート調査+ワークショップ+審議会等+パブリック・コメント（総合計画策定）
- ◆ ワorkshop+町民説明会（大規模施設建設）
- ◆ 審議会等+パブリック・コメント（条例改正）

■ 町民参画手続の実施状況（令和2年度実績）

対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

(1) パブリックコメント

No.	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町地域福祉総合計画 第3期計画の策定 【健康福祉課】	安平町地域福祉総合計画 第3期計画の策定にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年9月23日～令和2年10月13日	HP、広報笑顔R2.9月号、担当課閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧	
2	安平町太陽光発電施設の設置に関する条例の策定 【税務住民課】	安平町太陽光発電施設の設置に関する条例の策定にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年10月12日～令和2年11月2日	HP、広報笑顔R2.10月号、担当課閲覧	町民	1件	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧	
3	安平町地域防災計画の変更 【総務課】	北海道地域防災計画との整合を図るため、安平町地域防災計画を変更するにあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年11月20日～令和2年12月10日	HP、広報笑顔R2.11月号、担当課閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧	
4	第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定 【政策推進課】	第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年11月20日～令和2年12月10日	HP、広報笑顔R2.11月号、担当課閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧	
5	新町まちづくり計画の変更 【政策推進課】	現計画は令和2年度末で計画期間満了となるが、法改正により令和7年度までの延長が可能となったことから、新町まちづくり計画を期間延長(変更)するにあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年11月20日～令和2年12月10日	HP、広報笑顔R2.11月号、担当課閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧	
6	安平町強靱化計画の策定 【総務課】	安平町強靱化計画の策定にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年11月20日～令和2年12月10日	HP、広報笑顔R2.11月号、担当課閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧	
7	安平町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定 【健康福祉課】	安平町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和2年12月25日～令和3年1月18日	広報笑顔12月号、HP、担当課閲覧	町民	4件	HP、広報笑顔R3.2月号、担当窓口での閲覧	
8	安平町国民保護計画の変更 【総務課】	国による「国民保護に関する基本指針」の変更に基づく「北海道国民保護計画」の変更を受け、安平町国民保護計画を変更するにあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	令和3年1月20日～令和3年2月10日	HP、広報笑顔R3.1月号、担当課閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.5月	
9	安平町森林整備計画の策定 【産業経済課】	農林法第10条の5の規定に基づき、地域森林計画対象民有林(林小班)が所在する安平町の民有林について、地域森林計画に適合するため、5年ごとに計画を作成する。	令和3年2月1日～令和3年3月1日	担当課閲覧	町民	0件	HP、担当窓口での閲覧、広報笑顔R3.5月、掲示場に掲示	

10	安平町学校施設等長寿命化計画の策定【教育委員会】	学校施設の今後の改修や更新の対応として、教育環境の質的改善も考慮しつつ、学校施設の全般的な効率的維持保全の実現を目的に計画するもの。	令和3年3月5日～令和3年3月26日	HP、広報笑顔R3.3月号、担当課閲覧・住民サービス課閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.5月号、担当窓口での閲覧	
----	--------------------------	--	--------------------	-------------------------------	----	----	------------------------	--

(2) アンケート調査

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1								

(3) モニター制度

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	参加状況	意見件数	結果の公表状況	摘要
1								

(4) 町民説明会(審議会等以外の団体への意見聴取を含む)

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	安平町高齢者生活共同施設条例の一部を改正する条例の制定【住民サービス課】	ぼっぼ苑の使用料改正及び新たに敷金の徴収を行うための改正	入居者への説明 令和3年2月9日から2月10日					使用料の値上げ等について安平町行政改革委員会及び入居者に説明を行い、町負担の状況を理解していただき了解を得て使用料等の改正を行った。
2	安平町単身高齢者生活共同施設条例の一部を改正する条例の制定【住民サービス課】	はーと苑の使用料改正及び新たに敷金の徴収を行うための改正	入居者への説明 令和3年2月9日から2月10日					使用料の値上げ等について安平町行政改革委員会及び入居者に説明を行い、町負担の状況を理解していただき了解を得て使用料等の改正を行った。
3	第6期安平町しょうがい福祉計画及び第2期安平町しょうがい児福祉計画の策定【健康福祉課】	第6期安平町しょうがい福祉計画及び第2期安平町しょうがい児福祉計画の策定に向けて当事者団体及び関係機関へ意見聴取を行うもの。	安平町手をつなぐ育成会 令和2年11月26日(書面開催) 社会福祉法人富門華会 障害者支援施設富門華寮 令和2年12月9日(書面開催) 障害者支援施設第二富門華寮 令和2年12月10日(書面開催)					1号(計画策定)に該当。複数回の会議等とおして意見聴取を行い、該当計画に反映させた。

(5) ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1								

(6) 審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	安平町自殺対策計画の策定【健康福祉課】	自殺対策計画の策定について、安平町地域福祉総合検討推進会議専門部保健部員に意見聴取を行うもの。	安平町地域福祉総合検討推進会議保健部会 令和2年4月22日～30日(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議)	1号(計画策定)に該当。有識者である保健部会の会員へ書面会議により意見を聴取し、計画に反映させた。	HP、広報あびらR2.7月号、担当窓口での閲覧
2	安平町都市計画の策定【建設課】	苫小牧圏都市計画公園の変更について(書面会議)	安平町都市計画審議会 令和2年5月8日	1号(計画策定)に該当。安平町都市計画審議会委員から意見聴取し、承認されたことにより計画に反映させた。	HP、広報笑顔R2.10月号、担当窓口での閲覧

3	第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定 【政策推進課】	第2期安平町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて、安平町未来創生委員会に意見聴取を行うもの。	第1回安平町未来創生委員会 令和2年8月3日 第2回安平町未来創生委員会 令和2年10月14日 第3回安平町未来創生委員会 令和2年11月5日	1号(計画策定)に該当。 安平町未来創生委員会から数回の意見聴取を行い、当該戦略に反映をさせた。	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧
4	新町まちづくり計画の変更 【政策推進課】	現計画は令和2年度末で計画期間満了となるが、法改正により令和7年度までの延長が可能となったことから、新町まちづくり計画の変更に向けて、安平町未来創生委員会に意見聴取を行うもの。	第2回安平町未来創生委員会 令和2年10月14日	1号(計画策定)に該当。 安平町未来創生委員会から意見聴取を行い、当該計画に反映をさせ、パブリックコメントを実施した。	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧
5	安平町地域防災計画の変更 【総務課】	北海道地域防災計画との整合を図るため、安平町地域防災計画の変更に向けて安平町防災会議に意見聴取を行うもの。	第1回安平町防災会議 令和2年10月30日	1号(計画策定)に該当。 安平町防災会議にて意見聴取を行い、当該計画に反映をさせ、パブリックコメントを実施した。	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧
6	安平町強靱化計画の策定 【総務課】	安平町強靱化計画の策定に向けて安平町防災会議に意見聴取を行うもの。	第1回安平町防災会議 令和2年10月30日	1号(計画策定)に該当。 安平町防災会議にて意見聴取を行い、当該計画に反映をさせ、パブリックコメントを実施した。	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧
7	安平町地域福祉総合計画第3期計画の策定 【健康福祉課】	安平町地域福祉総合計画の策定に向けて、安平町地域福祉総合検討推進会議委員に意見聴取を行うもの。	安平町地域福祉総合検討推進会議 令和2年11月2日	1号(計画策定)に該当。 安平町地域福祉総合検討推進会議から意見聴取を行い、当該計画に反映をさせた。	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧
8	第6期安平町しょうがい福祉計画及び第2期安平町しょうがい児福祉計画の策定 【健康福祉課】	第6期安平町しょうがい福祉計画及び第2期安平町しょうがい児福祉計画の策定に向けて当事者団体及び関係機関へ意見聴取を行うもの。	安平町地域福祉総合検討会議しょうがい福祉部会会議 令和3年1月27日	1号(計画策定)に該当。 複数回の会議等とおして意見聴取を行い、当該計画に反映させた。	HP、広報笑顔R3.5月号
9	安平町国民保護計画の変更 【総務課】	国による「国民保護に関する基本指針」の変更に基づく「北海道国民保護計画」の変更を受け、安平町国民保護計画の変更に向けて安平町国民保護協議会に意見聴取を行うもの。	安平町国民保護協議会 令和2年12月14日	1号(計画策定)に該当。 安平町国民保護協議会にて意見聴取を行い、当該計画に反映をさせ、パブリックコメントを実施した。	HP、広報笑顔R3.1月号、担当窓口での閲覧
10	安平町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定 【健康福祉課】	安平町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定にあたり町民を対象に意見公募を行うもの。	地域福祉総合検討推進会高齢者福祉部会・介護保険部会 令和3年1月28日	1号(計画策定)に該当。 パブリックコメントや部会を開催し、意見聴取を行い、当該計画に反映をさせた。	HP、広報笑顔R3.5月号、担当窓口での閲覧
11	安平町森林整備計画の策定 【産業経済課】	農林法第10条の5の規定に基づき、地域森林計画対象民有林(林小班)が所在する安平町の民有林について、地域森林計画に適合するため、5年ごとに計画を作成する。	令和3年1月27日 安平町森林整備計画実行管理推進チーム(委員会)	1号(計画策定)に該当。 安平町森林整備計画実行管理推進チーム(委員会)にて意見聴取を行い、当該計画に反映をさせ、パブリックコメントを実施した。	HP、担当窓口での閲覧、広報笑顔R3.5月号
12	安平町学校施設等長寿命化計画の策定 【教育委員会】	学校施設の今後の改修や更新の対応として、教育環境の質的改善も考慮しつつ、学校施設の全般的な効率的維持保全の実現を目的に計画するもの。	令和3年2月25日 安平町教育委員会	1号(計画策定)に該当。 安平町教育委員会にて意見聴取を行い、当該計画に反映をさせ、パブリックコメントを実施した。	HP、広報笑顔R3.5月号、担当窓口での閲覧
13	安平町高齢者生活共同施設条例の一部を改正する条例の制定【住民サービス課】	ぼっぼ苑の使用料改正及び新たに敷金の徴収を行うための改正	安平町行政改革委員会 令和3年2月2日 安平町議会全員協議会 令和3年2月19日	使用料の値上げ等について安平町行政改革委員会及び入居者に説明を行い、町負担の状況を理解していただき了解を得て使用料等の改正を行った。	HP、広報笑顔R3.5月号

14	安平町単身高齢者生活共同施設条例の一部を改正する条例の制定【住民サービス課】	は一と苑の使用料改正及び新たに敷金の徴収を行うための改正	安平町行政改革委員会 令和3年2月2日 安平町議会全員協議会 令和3年2月19日	使用料の値上げ等について安平町行政改革委員会及び入居者に説明を行い、町負担の状況を理解していただき了解を得て使用料等の改正を行った。	HP、広報笑顔R3.5月号
----	--	------------------------------	---	--	---------------

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	名称及び担当課	概要	第6条第1項の該当・判断日	実施しなかった理由(条例第6条第2項)
1	安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例【教育委員会】	公定価格上昇に対応する保育料の改正	第3号該当(権利・義務) 判断日:令和2年5月18日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:令和2年6月19日他
2	安平町税条例等の一部改正(R2.6議会提案分) 【税務住民課】	地方税法等の一部を改正する法律等の改正に伴う、法人・個人住民税、町たばこ税、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連の改正など	3号該当(権利・義務) 判断日:令和2年5月26日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:令和2年10月1日他
3	安平町過疎地域自立促進市町村計画の変更 【政策推進課】	令和2年度過疎対策事業債を活用するため、過疎対策事業の事業費を追加するための計画変更	1号該当(計画策定) 判断日:令和2年7月15日	第2項第1号(軽易なもの)に該当のため実施しない。 施行期日:令和2年7月15日
4	安平町税条例の一部改正(R2.12議会提案分) 【税務住民課】	入湯税の新設	3号該当(権利・義務) 判断日:令和2年10月22日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:令和4年4月1日他
5	安平町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定 【建設課】	安平町道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、同様の占用区分等を有する流水占用料等を改正	3号該当(権利・義務) 判断日:令和2年11月26日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:令和3年4月1日

* 条例第6条第2項第3号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件

■ 町民参画手続の実施状況（令和3年度実績）

対象期間：令和3年4月1日～令和3年9月30日

(1)パブリックコメント

No.	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町子どもの読書活動推進計画の策定 【教育委員会社会教育G】	「第2次安平町総合計画」に位置づけられた施策として、「安平町生涯学習計画」等関連する諸計画との整合性を図りながら推進する計画である。安平町のすべての子どもが様々な機会・場所において、自主的に読書活動を行うことができることを目的に計画するもの。	令和3年4月30日～5月24日	HP・広報あびら5月号・総合庁舎、公民館での閲覧	町民	5件(1名)	HP、広報あびらR3.7月号、担当窓口での閲覧	
2	千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画の変更 【政策推進課政策推進G】	地域社会の中心となる地方都市(苫小牧市、千歳市)と周辺市町村(安平町ほか3市町)からなる地方拠点都市地域の都市機能の増進と居住環境の向上を図るための整備を促進し、地方の自立的な成長を促すことを目的とした当該計画において、安平町早来北進地区(ときわ公園周辺)における遊休施設等の民間活用を見据えた区域の拡張を行うもの。	令和3年7月16日～8月5日	HP・広報笑顔7月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.11月号、担当窓口での閲覧	
3	安平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定 【政策推進課政策推進G】	過疎地域の持続的発展に関する特別措置法(令和3年4月1日施行)に基づく過疎地域の指定に伴い、過疎からの自立と地域の持続的発展の実現のために策定するもの。	令和3年7月16日～8月5日	HP・広報笑顔7月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.11月号、担当窓口での閲覧	
4	安平町墓地条例の一部改正について 【税務住民課住民生活G】	令和3年10月に供用開始を予定している安平共同墓の所在地や、名称、共同墓へ埋蔵する使用要件などを定めるため、安平町墓地条例の一部改正を行うもの。	令和3年7月20日～8月13日	HP・広報笑顔7月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.11月号	
5	安平町酪農・肉用牛生産近代化計画の策定 【産業振興課農政・畜産G】	本町の酪農・肉用生産の持続的発展のため、資源循環型で自給飼料基盤に立脚した産業経営の育成、生産技術の改善等による所得確保や担い手の育成・確保、消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通など、広い視野から総合的に10年後の望ましい酪農・肉用牛生産に向けて取り組むべき施策の方向性を示すもの。	令和3年9月1日～9月22日	HP・広報あびら9月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.11月号	
6								
7								
8								

(2) アンケート調査

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1								
2								
3								

(3) モニター制度

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	参加状況	意見件数	結果の公表状況	摘要
1								
2								
3								

(4) 町民説明会(審議会等以外の団体への意見聴取を含む)

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	安平町立小中学校再編整備計画の策定 【教育委員会学校教育G】	少子高齢化により将来的な児童数の減少に対応した適正規模の学習環境を確保するため、安平町立小中学校再編整備推進方針や学校設備等長寿命化計画を基本として学校施設の再編を全般的な効率的維持保全の現実を目的に計画するもの。	令和3年6月2日 令和3年6月4日 令和3年6月25日 令和3年7月14日 令和3年7月27日	広報笑顔R3.6月号、 団体等文書通知、個別案内(保護者、自治会等)、新聞折込	保護者 町民	31名 34名 44名 39名 35名	広報あびらR3.8月号・9月号	
2								
3								

(5) ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1								
2								
3								

(6) 審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	安平町子どもの読書活動推進計画の策定 【教育委員会社会教育G】	「第2次安平町総合計画」に位置づけられた施策として、「安平町生涯学習計画」等関連する諸計画との整合性を図りながら推進する計画である。安平町のすべての子どもが様々な機会・場所において、自主的に読書活動を行うことができることを目的に計画するもの。	教育委員会 令和3年4月28日	1号(計画策定)に該当 教育委員会から意見を聴取し、特筆する意見はなかった。	HP、広報あびらR3. 7月号、担当窓口での閲覧
2	道の駅あびらD51ステーションの第2期指定管理者の候補者選定について 【商工観光課商工観光労働G】	安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續きに関する条例第5条第2項の規定に基づき、第三者意見を聴取するもの。	安平町行政改革推進委員会 令和3年6月7日	6号(その他)に該当。 施設設置目的と法人設立目的の合致や第1期指定管理期間の実績、また、あびら観光協会の申請内容を項目ごとに説明し、町が応募要項で定めた審査基準に沿って、その妥当性について意見を聴取した結果、道の駅の指定管理者は町内の団体が望ましく、現在の指定管理者であるあびら観光協会は実績もあり、事業計画書もよく作られていることから、あびら観光協会を非公募で選定することについては異論なしとされた。	掲示場への掲示(告示)、広報笑顔R3.8月号
3	安平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定 【政策推進課政策推進G】	過疎地域の持続的発展に関する特別措置法(令和3年4月1日施行)に基づく過疎地域の指定に伴い、過疎からの自立と地域の持続的発展の実現のために策定するもの。	第1回安平町未来創生委員会 令和3年6月17日	1号(計画策定)に該当。 安平町未来創生委員会から意見聴取を行い、特筆する意見はなかった。	HP、広報笑顔R3.8月号、担当窓口での閲覧
4	安平町酪農・肉用牛生産近代化計画の策定 【産業振興課農政・畜産G】	本町の酪農・肉用牛生産の持続的発展のため、資源循環型で自給飼料基盤に立脚した産業経営の育成、生産技術の改善等による所得確保や担い手の育成・確保、消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通など、広い視野から総合的に10年後の望ましい酪農・肉用牛生産に向けて取り組むべき施策の方向性を示すもの。	第2回安平町農業構造対策協議会幹事会兼安平町農業再生協議会幹事会(書面会議) 令和3年8月18日	1号(計画策定)に該当。 農業構造対策協議会幹事会兼安平町農業再生協議会幹事会から意見聴取を行い、特筆する意見はなかった。	広報笑顔R3.11月号
5	安平町児童館(追分児童館)の指定管理者の指定について 【教育委員会学校教育G】	安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續きに関する条例に基づく安平町児童館(追分児童館)の指定管理について、第1期契約が本年度で満了することから、次期契約について承認を求めるもの。	教育委員会 令和3年8月24日	6号(その他)に該当。 教育委員会から意見を聴取し、異論は認められなかった。	掲示場への掲示(告示)、広報笑顔R3.11月号
6	安平町立小中学校再編整備計画の策定 【教育委員会学校教育G】	少子高齢化により将来的な児童数の減少に対応した適正規模の学習環境を確保するため、安平町立小中学校再編整備推進方針や学校設備等長寿命化計画を基本として学校施設の再編を全般的な効率的維持保全の現実を目的に計画するもの。	教育委員会 令和3年8月24日	5号(生活に重大な影響)に該当。 教育委員会から意見を聴取し、特筆する意見はなかった。	広報笑顔R3.11月号

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	名称及び担当課	概要	第6条第1項の該当・判断日	実施しなかった理由(条例第6条第2項)
1	安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例の制作 【産業振興課農政・畜産G】	安平町米麦乾燥調製施設の利用料金の改正	3号該当(権利・義務) 判断日令和3年5月24日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:令和3年7月1日
2	安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の改正する条例の制作 【教育委員会事務局学校教育G】	いわゆる保育料の改正	3号該当(権利・義務) 判断日令和3年5月18日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 適用期日:令和3年9月分の利用者負担額から
3				

* 条例第6条第2項第3号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件